

第 17-2 施設別の消火設備算定基準

1	製造所及び一般取扱所	17-2-1
2	屋内貯蔵所	17-2-6
3	屋外タンク貯蔵所	17-2-9
4	屋内タンク貯蔵所	17-2-11
5	簡易タンク貯蔵所	17-2-14
6	地下タンク貯蔵所	17-2-15
7	移動タンク貯蔵所	17-2-15
8	屋外貯蔵所	17-2-16
9	給油取扱所	17-2-18
10	販売取扱所	17-2-22

第 17-2 施設別の消火設備算定基準

1 製造所及び一般取扱所

(1) 設置区分

ア 製造所

区 分	施設規模等	
	高引火点危険物以外のもの	高引火点危険物のみ
著しく消火困難 (危規則第33条 第1項)	延べ面積1,000㎡を超えるもの	
	①100倍以上の危険物（火薬該当危険物を除く。）を 取り扱うもの ②高さ6m以上の部分において危険物を取り扱う 設備を有するもの	—
消火困難 (危規則第34条 第1項)	上記以外のもので、延べ面積600㎡を超えるもの	
	10倍以上の危険物（火薬該当危険物を除く。）を取 り扱うもの	—
その他 (危規則第35条)	上記以外のもの	

イ 一般取扱所

区 分	施設規模等	
	高引火点危険物以外のもの	高引火点危険物のみ
著しく消火困難 (危規則第33条 第1項)	延べ面積1,000㎡を超えるもの	
	①100倍以上の危険物（火薬該当危険物を除く。）を 取り扱うもの（蓄電池設備の一般取扱所のうち、 屋外設置の基準に適合するものを除く） ②高さ6m以上の部分において危険物を取り扱う 設備を有するもの ③部分設置の一般取扱所※（他の部分と開口部の ない耐火構造の床又は壁で区画されたものを除 く。）	—
消火困難 (危規則第34条 第1項)	上記以外のもので、延べ面積600㎡を超えるもの	
	①10倍以上の危険物（火薬該当危険物を除く。）を 取り扱うもの（蓄電池設備の一般取扱所のうち、 屋外設置の基準に適合するもので、30倍未満の 危険物を取り扱うものを除く） ②政令19条第2項の特例施設のうち、塗装等、洗 浄等、焼き入れ等、ボイラー等、油圧装置等、切 削装置等、熱媒体油循環装置の一般取扱所	—
その他 (危規則第35条)	上記以外のもの	

※ 一般取扱所の用に供する部分以外の部分を有する建築物に設ける一般取扱所

(2) 著しく消火困難となる製造所及び一般取扱所

ア 第 1 種～第 3 種の消火設備

次により建築物その他の工作物及び危険物を包含するように消火設備を設けること。(高引火点の危険物のみを100度未満の温度で取り扱う場合は、建築物その他の工作物を包含することをもって足りる。)

区 分	消火設備
火災のとき煙が充満するおそれがある 場所に設けるもの	次のいずれか ①第 2 種消火設備 ②移動式以外の第 3 種消火設備
その他のもの	第 1 種～第 3 種の消火設備

イ 第 4 種消火設備

下記のいずれかに該当する場合は、当該危険物の火災の消火に有効な位置に第 4 種消火設備を設けること。

ただし、(ア)に該当する場合については、第 1 種～第 3 種の消火設備の放射能力範囲内の部分については、第 4 種の消火設備を設けないことができる。

(ア) 高引火点の危険物のみを100度未満の温度で取り扱う場合

(イ) 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれがある建築物又は室

(ロ) 作業工程上、消火設備の放射能力範囲に当該施設において貯蔵又は取り扱う危険物の全部を包含できない場合

ウ 第 5 種消火設備

(ア) 下記のいずれかに該当する場合は、危険物の所要単位の数値に達するよう設けること。

(4 類は B 単位、その他は A 単位で計算)

a 高引火点の危険物のみを100度未満の温度で取り扱う場合

b 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれがある建築物又は室

c 作業工程上、消火設備の放射能力範囲に当該施設において貯蔵又は取り扱う危険物の全部を包含できない場合

$$\frac{\text{指定数量の倍数の } 1/10}{\text{消火器の能力単位}} = A \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

(イ) 電気設備のある場所の面積100㎡ごとに、消火設備を 1 個以上設けること。

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100 \text{ m}^2} = B \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

(ロ) 第 5 種消火設備の合計必要本数

A + B (本) 以上

(3) 消火困難となる製造所及び一般取扱所

ア 第4種消火設備

その放射能力範囲が、建築物その他の工作物及び危険物を包含（歩行距離30m以内）するように設けること。

ただし、第1種～第3種の消火設備を設ける場合は、当該設備の放射能力範囲内の部分について、第4種の消火設備を設けないことができる。

イ 第5種消火設備

(7) 危険物の所要単位の数値の1/5以上に達するよう設けること。（4類はB単位、その他はA単位で計算）

$$\frac{\text{指定数量の倍数の } 1/10}{\text{消火器の能力単位}} \times 1/5 = A \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

(4) 電気設備のある場所の面積100m²ごとに1個以上設けること。

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100 \text{ m}^2} = B \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

(5) 合計必要本数

$$A + B \text{ (本) 以上}$$

(4) その他の製造所及び一般取扱所

ア 建築物その他の工作物の所要単位の数値に達するよう設けること。

※（消火器の能力単位はA単位で計算）

① 建築物の外壁が耐火構造

$$\frac{\text{延面積}}{100 \text{ m}^2} = x \text{ (所要単位)}$$

② 建築物の外壁が耐火構造以外

$$\frac{\text{延面積}}{50 \text{ m}^2} = y \text{ (所要単位)}$$

$$\frac{x + y}{\text{消火器の能力単位}} = A \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

イ 危険物の所要単位の数値に達するよう設けること。

※（4類はB単位、その他はA単位で計算）

$$\frac{\text{指定数量の倍数の } 1/10}{\text{消火器の能力単位}} = B \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

ウ 電気設備のある場所の面積100m²ごとに1個以上設けること。

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100 \text{ m}^2} = C \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

エ 合計必要本数

A + B + C (本) 以上

(面積10m²未満の製造所及び一般取扱所については、AとCを兼用して差し支えないものとする。)

※ 第1種～第4種の消火設備を設ける場合は、当該設備の放射能力範囲内の部分について第5種の消火設備を、その能力単位の数値が当該所要単位の数値の5分の1以上になるように設けることをもって足りる。

2 屋内貯蔵所

(1) 設置区分

区 分	施設規模等		
	右欄以外のもの	第2類、第4類のみ (引火性固体、70℃未 満のものを除く。)	高引火点 危険物のみ
著しく消火困難 (危規則第33条 第1項)	軒高6 m以上の平家建のもの		
	150倍以上の危険物（火薬該当危険物を除く。）を貯蔵する もの		—
	①延べ面積150㎡を超えるもの （150㎡以内ごとに開口部のな い不燃材料の壁で区画されたも のを除く。） ②危政令第10条第3項の屋内貯蔵 所（他の部分と開口部のない耐 火構造の床又は壁で区画された ものを除く。）	—	
消火困難 (危規則第34条 第1項)	上記以外のもので、 ①危政令第10条第2項の屋内貯蔵所 ②危規則第16条の2の3第2項の特定屋内貯蔵所 ③延べ面積150㎡を超えるもの ④危政令第10条第3項の屋内貯蔵所		
	10倍以上の危険物（火薬該当危険物を除く。）を貯蔵するも の		—
その他 (危規則第35条)	上記以外のもの		

※ 蓄電池の屋内貯蔵所（危規則第16条の2の8～第16条の2の11）は、消火設備を危規則第35条の2第3項各号の基準に適合するように設けること。

(2) 著しく消火困難となる屋内貯蔵所

ア 第1種～第3種の消火設備

次により建築物その他の工作物及び危険物を包含するように消火設備を設けること。

区 分	消火設備
①軒高6メートル以上の平家建のもの ②危政令第10条第3項の屋内貯蔵所	次のいずれか ①スプリンクラー設備 ②移動式以外の第3種消火設備
その他のもの	次のいずれか ①屋外消火栓設備 ②スプリンクラー設備 ③移動式泡消火設備（消火栓を屋外に設けるものに限る。） ④移動式以外の第3種消火設備

イ 第4種消火設備

下記のいずれかに該当する場合は、当該危険物の火災の消火に有効な位置に第4種消火設備を設けること。

(7) 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれがある建築物又は室

(イ) 作業工程上、消火設備の放射能力範囲に当該施設において貯蔵又は取り扱う危険物の全部を包含できない場合

ウ 第5種消火設備

(7) 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれがある建築物又は室には、危険物の所要単位の数値に達するよう設けること。

※（4類はB単位、その他はA単位で計算）

$$\frac{\text{指定数量の倍数の } 1/10}{\text{消火器の能力単位}} = A \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

(イ) 電気設備のある場所の面積100m²ごとに、消火設備を1個以上設けること。

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100 \text{ m}^2} = B \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

(ウ) 第5種消火設備の合計必要本数

A + B (本) 以上

(3) 消火困難となる屋内貯蔵所

ア 第4種消火設備

その放射能力範囲が、建築物その他の工作物及び危険物を包含（歩行距離30m以内）するように設けること。

ただし、第1種～第3種の消火設備を設ける場合は、当該設備の放射能力範囲内の部分について、第4種の消火設備を設けないことができる。

イ 第5種消火設備

(7) 危険物の所要単位の数値の1/5以上に達するよう設けること。

※（4類はB単位、その他はA単位で計算）

$$\frac{\text{指定数量の倍数の } 1/10}{\text{消火器の能力単位}} \times 1/5 = A \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

(イ) 電気設備のある場所の面積100m²ごとに1個以上設けること。

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100 \text{ m}^2} = B \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

(ウ) 合計必要本数

A + B (本) 以上

(面積10m²未満の屋内貯蔵所については、AとBを兼用して差し支えないものとする。)

(4) その他の屋内貯蔵所

ア 建築物その他の工作物の所要単位の数値に達するよう設けること。

※（消火器の能力単位はA単位で計算）

① 建築物の外壁が耐火構造

$$\frac{\text{延面積}}{150 \text{ m}^2} = x \text{ (所要単位)}$$

② 建築物の外壁が耐火構造以外

$$\frac{\text{延面積}}{75 \text{ m}^2} = y \text{ (所要単位)}$$

$$\frac{x + y}{\text{消火器の能力単位}} = A \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

イ 危険物の所要単位の数値に達するよう設けること。

※（4類はB単位、その他はA単位で計算）

$$\frac{\text{指定数量の倍数の } 1/10}{\text{消火器の能力単位}} = B \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

ウ 電気設備のある場所の面積100m²ごとに1個以上設けること。

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100 \text{ m}^2} = C \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

エ 合計必要本数

A + B + C（本）以上

（面積10m²未満の屋内貯蔵所については、AとCを兼用して差し支えないものとする。）

※ 第1種～第4種の消火設備を設ける場合は、当該設備の放射能力範囲内の部分について第5種の消火設備を、その能力単位の数値が当該所要単位の数値の5分の1以上になるように設けることをもって足りる。

(5) 蓄電池の屋内貯蔵所

蓄電池の屋内貯蔵所の特例により設置される消火設備は、危規則第35条の2第3項各号の基準によるほか、「危険物の規制に関する政令等の一部改正に伴う蓄電池により貯蔵される危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所の運用について」【令5.12.28 消防危第361号】によること。

3 屋外タンク貯蔵所

(1) 設置区分

区 分	施設規模等		
	右欄以外のもの	高引火点、第 6 類危険物のみ	固体の危険物のみ
著しく消火困難 (危規則第33条 第 1 項)	①液表面積が40㎡以上のもの ②タンクの高さ 6 m 以上の部分において 危険物を取り扱う設 備を有するもの	—	100倍以上の危険物 (固体の危険物に限る) を取り扱うもの
消火困難 (危規則第34条 第 1 項)	上記以外のもの	—	上記以外のもの
その他 (危規則第35条)	—	全て	—

(2) 著しく消火困難となる屋外タンク貯蔵所

ア 第 3 種の消火設備

次により建築物その他の工作物及び危険物を包含するように消火設備を設けること。

区 分	消火設備
硫黄等のみを貯蔵し、又は取り扱うもの	次のいずれか ① 水蒸気消火設備 ② 水噴霧消火設備
引火点が70度以上の第 4 類の危険物のみを貯蔵し、又は取り扱うもの	次のいずれか ① 水噴霧消火設備 ② 固定式の泡消火設備
その他のもの	固定式の泡消火設備

イ 第 5 種の消火設備

(ア) 第 4 類の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、第 5 種の消火設備を 2 個以上設けること。＝A (本)

(イ) 電気設備のある場所の面積100㎡ごとに、消火設備を 1 個以上設けること。

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100 \text{ m}^2} = B \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

(ウ) 第 5 種消火設備の合計必要本数

A + B (本) 以上

(3) 消火困難となる屋外タンク貯蔵所

ア 第4種及び第5種の消火設備をそれぞれ1個以上設けること。

ただし、第1種～第3種の消火設備を設ける場合は、当該設備の放射能力範囲内の部分について、第4種の消火設備を設けないことができる。

イ 電気設備のある場所の面積100㎡ごとに、消火設備を1個以上設けること。

(4) その他の屋外タンク貯蔵所

ア 建築物その他の工作物の所要単位の数値に達するよう設けること。

※ (消火器の能力単位はA単位で計算)

外壁を耐火構造とし、かつ、屋外貯蔵タンクの水平最大面積を建坪とする建築物とみなして所要単位を算定すること。

$$\frac{\text{延面積}}{150 \text{ m}^2} = x \text{ (所要単位)}$$

$$\frac{x}{\text{消火器の能力単位}} = A \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

イ 危険物の所要単位の数値に達するよう設けること。

※ (4類はB単位、その他はA単位で計算)

$$\frac{\text{指定数量の倍数の } 1/10}{\text{消火器の能力単位}} = B \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

ウ 電気設備のある場所の面積100㎡ごとに1個以上設けること。

なお、同面積については、屋外貯蔵タンクの水平最大面積とすること。

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100 \text{ m}^2} = C \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

エ 合計必要本数

A + B + C (本) 以上

(屋外貯蔵タンクの水平最大面積が10㎡未満の屋外タンク貯蔵所については、AとCを兼用して差し支えないものとする。)

※ 第1種～第4種の消火設備を設ける場合は、当該設備の放射能力範囲内の部分について第5種の消火設備を、その能力単位の数値が当該所要単位の数値の5分の1以上になるように設けることをもって足りる。

4 屋内タンク貯蔵所

(1) 設置区分

区 分	施設規模等	
	右欄以外のもの	高引火点、第 6 類危険物のみ
著しく消火困難 (危規則第33条 第 1 項)	①液表面積が40㎡以上のもの ②タンクの高さ 6 m以上の部分において危険物を取り扱う設備を有するもの ③平屋建て以外の建築物に設ける屋内タンク貯蔵所※で引火点40度以上70度未満の危険物を貯蔵するもの（他の部分と開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されたものを除く。）	—
消火困難 (危規則第34条 第 1 項)	上記以外のもの	—
その他 (危規則第35条)	—	全て

(2) 著しく消火困難となる屋内タンク貯蔵所

ア 第 3 種の消火設備

次により建築物その他の工作物及び危険物を包含するように消火設備を設けること。

区 分	消火設備
硫黄等のみを貯蔵し、又は取り扱うもの	次のいずれか ①水蒸気消火設備 ②水噴霧消火設備
引火点が70度以上の第 4 類の危険物のみを貯蔵し、又は取り扱うもの	次のいずれか ①水噴霧消火設備 ②固定式の泡消火設備 ③移動式以外の不活性ガス消火設備 ④移動式以外のハロゲン化物消火設備 ⑤移動式以外の粉末消火設備
その他のもの	次のいずれか ①固定式の泡消火設備 ②移動式以外の不活性ガス消火設備 ③移動式以外のハロゲン化物消火設備 ④移動式以外の粉末消火設備

イ 第4種消火設備

下記のいずれかに該当する場合は、当該危険物の火災の消火に有効な位置に第4種消火設備を設けること。

(ア) 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれがある建築物又は室

(イ) 作業工程上、消火設備の放射能力範囲に当該施設において貯蔵又は取り扱う危険物の全部を包含できない場合

ウ 第5種消火設備

(ア) 下記のいずれかに該当する場合は、危険物の所要単位の数値に達するよう設けること。

※（4類はB単位、その他はA単位で計算）

a 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれがある建築物又は室

b 作業工程上、消火設備の放射能力範囲に当該施設において貯蔵又は取り扱う危険物の全部を包含できない場合

$$\frac{\text{指定数量の倍数の } 1/10}{\text{消火器の能力単位}} = A \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

(イ) 第4類の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、第5種の消火設備を2個以上設けること。

$$= B \text{ (本)}$$

(ロ) 電気設備のある場所の面積100m²ごとに、消火設備を1個以上設けること。

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100 \text{ m}^2} = C \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

(ハ) 第5種消火設備の合計必要本数

(A又はBの大なる方) + C (本) 以上

(3) 消火困難となる屋内タンク貯蔵所

ア 第4種及び第5種の消火設備をそれぞれ1個以上設けること。

ただし、第1種～第3種の消火設備を設ける場合は、当該設備の放射能力範囲内の部分について、第4種の消火設備を設けないことができる。

イ 電気設備のある場所の面積100m²ごとに、消火設備を1個以上設けること。

(4) その他の屋内タンク貯蔵所

ア 建築物その他の工作物の所要単位の数値に達するよう設けること。

※（消火器の能力単位はA単位で計算）

① 建築物の外壁が耐火構造

$$\frac{\text{延面積}}{150 \text{ m}^2} = x \text{ (所要単位)}$$

② 建築物の外壁が耐火構造以外

$$\frac{\text{延面積}}{75 \text{ m}^2} = y \text{ (所要単位)}$$

$$\frac{x + y}{\text{消火器の能力単位}} = A \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

イ 危険物の所要単位の数値に達するよう設けること。

※ (4類はB単位、その他はA単位で計算)

$$\frac{\text{指定数量の倍数の } 1/10}{\text{消火器の能力単位}} = B \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

ウ 電気設備のある場所の面積100m²ごとに1個以上設けること。

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100 \text{ m}^2} = C \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

エ 合計必要本数

A + B + C (本) 以上

(面積10m²未満の屋内タンク貯蔵所については、AとCを兼用して差し支えないものとする。)

※ 第1種～第4種の消火設備を設ける場合は、当該設備の放射能力範囲内の部分について第5種の消火設備を、その能力単位の数値が当該所要単位の数値の1/5以上になるように設けることをもって足りる。

5 簡易タンク貯蔵所

(1) 設置区分

区 分	施設規模等
すべて	

ア 建築物その他の工作物の所要単位の数値に達するよう設けること。

※（消火器の能力単位はA単位で計算）

① 建築物の外壁が耐火構造

$$\frac{\text{延面積}}{150 \text{ m}^2} = x \text{（所要単位）}$$

② 建築物の外壁が耐火構造以外

$$\frac{\text{延面積}}{75 \text{ m}^2} = y \text{（所要単位）}$$

$$\frac{x + y}{\text{消火器の能力単位}} = A \text{（本）（小数点以下切上げ）}$$

イ 危険物の所要単位の数値に達するよう設けること。

※（4類はB単位、その他はA単位で計算）

$$\frac{\text{指定数量の倍数の } 1/10}{\text{消火器の能力単位}} = B \text{（本）（小数点以下切上げ）}$$

ウ 電気設備のある場所の面積100m²ごとに1個以上設けること。

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100 \text{ m}^2} = C \text{（本）（小数点以下切上げ）}$$

エ 合計必要本数

$$A + B + C \text{（本）以上}$$

※ 第1種～第4種の消火設備を設ける場合は、当該設備の放射能力範囲内の部分について第5種の消火設備を、その能力単位の数値が当該所要単位の数値の5分の1以上になるように設けることをもって足りる。

6 地下タンク貯蔵所

(1) 設置区分

区 分	施設規模等
すべて	

第 5 種の消火設備を 2 個以上設けること。

7 移動タンク貯蔵所

自動車用消火器	霧状の強化液		8 L	以上	2 個以上	
	二酸化炭素		3.2kg	以上		
	ブロモクロロジフルオロメタン		2 L	以上		
	ブロモトリフルオロメタン		2 L	以上		
	ジブロモテトラフルオロエタン		1 L	以上		
	消火粉末		3.5kg	以上		
アルキルアルミニウム等を貯蔵、取り扱うもの	上記のほかに	乾燥砂			150 L	以上
		及び次のいずれか				
		①膨張ひる石	640 L	以上		
		②膨張真珠岩	640 L	以上		

8 屋外貯蔵所

(1) 設置区分

区 分	施設規模等		
	右欄以外のもの	危政令第16条第4項の 屋外貯蔵所	高引火点危険物のみ
著しく消火困難 (危規則第33条 第1項)	塊状の硫黄等の囲いの 内部面積の合計が100㎡ 以上のもの	100倍以上の危険物を取り 扱うもの	—
消火困難 (危規則第34条 第1項)	①塊状の硫黄等の囲い の内部面積の合計が 5 ㎡以上100㎡未満の もの ②100倍以上の危険物を 取り扱うもの	10倍以上100倍未満の危 険物を取り扱う もの	—
その他 (危規則第35条)	上記以外のもの	上記以外のもの	全て

(2) 著しく消火困難となる屋外貯蔵所

ア 第1種～第3種の消火設備

次により建築物その他の工作物及び危険物を包含するように消火設備を設けること。

区 分	消火設備
火災の時に煙が充満するおそれがある 場所に設けるもの	次のいずれか ①第2種消火設備 ②移動式以外の第3種消火設備
その他のもの	第1種～第3種の泡消火設備

イ 第5種の消火設備

電気設備のある場所の面積100㎡ごとに、消火設備を1個以上設けること。

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100 \text{ ㎡}} = \bigcirc (\text{本}) (\text{小数点以下切上げ})$$

(3) 消火困難となる屋外貯蔵所

ア 第4種消火設備

その放射能力範囲が、建築物その他の工作物及び危険物を包含（歩行距離30m以内）するように設けること。

ただし、第1種～第3種の消火設備を設ける場合は、当該設備の放射能力範囲内の部分について、第4種の消火設備を設けないことができる。

イ 第5種消火設備

(7) 危険物の所要単位の数値の 1/5 以上に達するよう設けること。

※ (4類はB単位、その他はA単位で計算)

$$\frac{\text{指定数量の倍数の } 1/10}{\text{消火器の能力単位}} \times 1/5 = A \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

(イ) 電気設備がある場合は、1 個以上設けること。= B (本)

(ロ) 合計必要本数

A + B (本) 以上

(4) その他の屋外貯蔵所

ア 建築物その他の工作物の所要単位の数値に達するよう設けること。

※ (消火器の能力単位はA単位で計算)

なお、屋外にある工作物は、外壁を耐火構造とし、かつ、工作物の水平最大面積を建坪とする建築物とみなして所要単位を算定すること。

$$\frac{\text{延面積}}{150 \text{ m}^2} = x \text{ (所要単位)}$$

$$\frac{x}{\text{消火器の能力単位}} = A \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

イ 危険物の所要単位の数値に達するよう設けること。

※ (4類はB単位、その他はA単位で計算)

$$\frac{\text{指定数量の倍数の } 1/10}{\text{消火器の能力単位}} = B \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

ウ 電気設備がある場合は、1 個以上設けること。= C (本)

エ 合計必要本数

A + B + C (本) 以上

(面積10m²未満の屋外貯蔵所については、AとCを兼用して差し支えないものとする。)

※ 第1種～第4種の消火設備を設ける場合は、当該設備の放射能力範囲内の部分について第5種の消火設備を、その能力単位の数値が当該所要単位の数値の5分の1以上にるように設けることをもって足りる。

9 給油取扱所

(1) 設置区分

区 分	施設規模等
著しく消火困難 (危規則第33条 第1項)	① 一方開放型上階付き屋内給油取扱所 ② 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（セルフスタンド）
消火困難 (危規則第34条 第1項)	上記以外のもので、 ① 屋内給油取扱所 ② メタノール又はエタノールを取り扱う給油取扱所
その他 (危規則第35条)	上記以外のもの

(2) 著しく消火困難となる給油取扱所

ア 一方開放型上階付き屋内給油取扱所

(7) 第3種固定式泡消火設備

その放射能力範囲が、固定給油設備及び固定注油設備を中心とした半径3mの範囲及び漏えい局限化設備を包含するように設けること。【平元. 3. 3 消防危第15号】

(イ) 第4種消火設備

その放射能力範囲が、可燃性蒸気の滞留するおそれがある建築物又は室を包含（歩行距離30m以内）するように設けること。

(ウ) 第5種消火設備

a 建築物その他の工作物の所要単位の数値に達するよう設けること。（消火器の能力単位はA単位で計算）

なお、屋外にある工作物は、外壁を耐火構造とし、かつ、工作物の水平最大面積を建坪とする建築物とみなして所要単位を算定すること。

① 建築物の外壁が耐火構造

$$\frac{\text{延面積}}{100 \text{ m}^2} = x \text{ (所要単位)}$$

② 建築物の外壁が耐火構造以外

$$\frac{\text{延面積}}{50 \text{ m}^2} = y \text{ (所要単位)}$$

$$\frac{x + y}{\text{消火器の能力単位}} = A \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

- b 危険物の所要単位の数値に達するよう設けること。

※（消火器の能力単位はB単位で計算）

$$\frac{\text{指定数量の倍数の } 1/10}{\text{消火器の能力単位}} = B \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

- c 電気設備のある場所の面積100㎡ごとに1個以上設けること。

なお、「電気設備のある場所の面積」とは、原則、建築物（キャノピーを含む。）の延べ面積をいい、屋外の設備については算定しない。

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100 \text{ m}^2} = C \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

- d 合計必要本数

A+B+C（本）以上

イ セルフスタンド（一方開放型上階付き屋内給油取扱所はアの基準による。）

- (ア) 第3種固定式泡消火設備（パッケージ型固定泡消火設備）

危険物（引火点が40℃未満で顧客が自ら扱うものに限る。）を包含するように設けること。

- (イ) 第4種消火設備

その放射能力範囲が、建築物その他の工作物及び危険物（第3種の消火設備により包含されるものを除く。）を包含（歩行距離30m以内）するように設けること。

なお、可燃性蒸気の滞留するおそれがある建築物又は室には、別途設けなくて差し支えない。

- (ウ) 第5種消火設備

- a 危険物の所要単位の数値の1/5以上に達するよう設けること。

※（消火器の能力単位はB単位で計算）

$$\frac{\text{指定数量の倍数の } 1/10}{\text{消火器の能力単位}} \times 1/5 = A \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

- b 電気設備のある場所の面積100㎡ごとに1個以上設けること。

なお、「電気設備のある場所の面積」とは、原則、建築物（キャノピーを含む。）の延べ面積をいい、屋外の設備については算定しない。

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100 \text{ m}^2} = B \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

- c 合計必要本数

A+B（本）以上

(3) 消火困難となる給油取扱所

ア 第4種消火設備

その放射能力範囲が、建築物その他の工作物及び危険物を包含（歩行距離30m以内）するように設けること。

ただし、第1種～第3種の消火設備を設ける場合は、当該設備の放射能力範囲内の部分について、第4種の消火設備を設けないことができる。

なお、泡の大型消火器の設置を指導すること。

イ 第5種消火設備

(ア) 危険物の所要単位の数値の1/5以上に達するよう設けること。

※（消火器の能力単位はB単位で計算）

$$\frac{\text{指定数量の倍数の } 1/10}{\text{消火器の能力単位}} \times 1/5 = A \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

(イ) 電気設備のある場所の面積100㎡ごとに1個以上設けること。

なお、「電気設備のある場所の面積」とは、原則、建築物（キャノピーを含む。）の延べ面積をいい、屋外の設備については算定しない。ただし、建築物が一切ない場合は、電気設備用として1個設けること。

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100 \text{ m}^2} = B \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

(ウ) 合計必要本数

A + B (本) 以上

(4) その他の給油取扱所

ア 建築物その他の工作物の所要単位の数値に達するよう設けること。

※（消火器の能力単位はA単位で計算）

なお、屋外にある工作物は、外壁を耐火構造とし、かつ、工作物の水平最大面積を建坪とする建築物とみなして所要単位を算定すること。

① 建築物の外壁が耐火構造

$$\frac{\text{延面積}}{100 \text{ m}^2} = x \text{ (所要単位)}$$

② 建築物の外壁が耐火構造以外

$$\frac{\text{延面積}}{50 \text{ m}^2} = y \text{ (所要単位)}$$

$$\frac{x + y}{\text{消火器の能力単位}} = A \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

イ 危険物の所要単位の数値に達するよう設けること。

※ (消火器の能力単位はB単位で計算)

$$\frac{\text{指定数量の倍数の } 1/10}{\text{消火器の能力単位}} = B \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

ウ 電気設備のある場所の面積100㎡ごとに1個以上設けること。

なお、「電気設備のある場所の面積」とは、原則、建築物（キャノピーを含む。）の延べ面積をいい、屋外の設備については算定しない。ただし、建築物が一切ない場合は、電気設備用として1個設けること。

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100 \text{ m}^2} = C \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

エ 合計必要本数

A + B + C (本) 以上

※ 第1種～第4種の消火設備を設ける場合は、当該設備の放射能力範囲内の部分について第5種の消火設備を、その能力単位の数値が当該所要単位の数値の1/5以上になるように設けることをもって足りる。

(5) 給油取扱所の第5種消火設備

第5種消火設備にあつては、次によるよう指導すること。

ア 第5種消火設備は、小型消火器とする。

イ 危険物に対する消火器は、機械泡消火器の比率を概ね半数以上となるように設置する。

なお、機械泡消火器及び粉末消火器の能力単位は異なるため留意すること。

ウ 粉末消火器にあつては10型以上、機械泡消火器にあつては6型以上、化学泡消火器にあつては10型以上のものとする。

エ アルコール燃料等の危険物を取り扱う場合は、性状を勘案して適切な消火器を設置する。

10 販売取扱所

(1) 設置区分

区 分	施設規模等	
	第 1 種販売取扱所	第 2 種販売取扱所
消火困難 (危規則第34条 第 1 項)	—	全て
その他 (危規則第35条)	全て	—

(2) 消火困難となる販売取扱所

ア 第 4 種消火設備

その放射能力範囲が、建築物その他の工作物及び危険物を包含（歩行距離30m以内）するように設けること。

ただし、第 1 種～第 3 種の消火設備を設ける場合は、当該設備の放射能力範囲内の部分について、第 4 種の消火設備を設けないことができる。

イ 第 5 種消火設備

(7) 危険物の所要単位の数値の 1 / 5 以上に達するよう設けること。

※（4 類は B 単位、その他は A 単位で計算）

$$\frac{\text{指定数量の倍数の } 1/10}{\text{消火器の能力単位}} \times 1 / 5 = A \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

(4) 電気設備のある場所の面積100㎡ごとに 1 個以上設けること。

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100 \text{ m}^2} = B \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

(5) 合計必要本数

A + B (本) 以上

(3) その他の販売取扱所

ア 建築物その他の工作物の所要単位の数値に達するよう設けること。

※（消火器の能力単位は A 単位で計算）

① 建築物の外壁が耐火構造

$$\frac{\text{延面積}}{100 \text{ m}^2} = x \text{ (所要単位)}$$

② 建築物の外壁が耐火構造以外

$$\frac{\text{延面積}}{50 \text{ m}^2} = y \text{ (所要単位)}$$

$$\frac{x + y}{\text{消火器の能力単位}} = A \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

イ 危険物の所要単位の数値に達するよう設けること。

※ (4類はB単位、その他はA単位で計算)

$$\frac{\text{指定数量の倍数の } 1/10}{\text{消火器の能力単位}} = B \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

ウ 電気設備のある場所の面積100㎡ごとに1個以上設けること。

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100 \text{ m}^2} = C \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

エ 合計必要本数

A + B + C (本) 以上

(面積10㎡未満の販売取扱所については、AとCを兼用して差し支えないものとする。)

※ 第1種～第4種の消火設備を設ける場合は、当該設備の放射能力範囲内の部分について第5種の消火設備を、その能力単位の数値が当該所要単位の数値の1/5以上になるように設けることをもって足りる。